



# Club Weekly Bulletin

■創立：昭和54年1月23日 ■例会：毎週火曜日 17:30  
 ■事務所：奈良市大宮町6丁目2-1 南都銀行大宮支店内 電話 0742-33-8583  
 ■例会場：奈良市高畑町1096番地 奈良ホテル本館 電話 0742-26-3300(代)  
 ■会長：矢追家麻呂 ■副会長：藤井正勝 幹事：石野捨雄



高木会員卓話

## 会長報告

年度最終12回目の定例理事会を16時より開催いたしましたので、ご報告いたします。

- 「ならどっとFM」時報CMの件は、鷗尾の会7クラブ全クラブが賛同するのを条件に、当クラブも参加することと致しました。1つでも不参加のクラブが出た場合には当クラブも不参加とします。その旨生駒ロータリークラブにご連絡申し上げます。
- 小川成久会員が業務多忙で6月30日付で退会になります。入会されて1年間と短い期間で、大変残念に思います。
- 森山斗福さんの入会を承認いたしました。介護付有料老人ホーム(株)らくじ会・代表取締役です。
- これも嬉しい話ですが、中畠大さん再入会のご報告です。2005年度楠木会長の時に副会長をされた後、仕事の都合でどうしても遠方に行かなければならず、例会出席が難しくなるということで、その年の12月に退会されました。その時に「また仕事が落ち着いたら復帰して頂きたい」ということを楠木パスト会長からもお話しして頂きましたところ、やっとその時期が来たということで、ご本人から再入会の連絡を本日頂きました。

理事会報告は以上です。

6月4日に県下会長幹事会に出席いたしました。簡単にご報告いたしますが、詳細については後日送付されてくる議事録をまたご覧頂こうと思います。

■東日本大震災への援助として、以前、あすかRCが自転車を330台提供されました。反響も大きく、今回再度自転車を提供することになり、他クラブの会員の方々の協力を得て、使える自転車があれば提供して頂きたい、というお願いです。6月25日(土)10:00~15:00奈良県庁北側駐車場で受付されます。もしそのような自転車があればご協力をよろしくお願いいたします。

■奈良県第2グループの芳川ガバナー補佐が今年で任期満了となります。次年度のガバナー補佐は桜井RCの杉田博義さんの予定です。

『ロータリーを良く学び、  
 変化を知り、  
 忘れたことを思い出そう』

国際ロータリー第2650地区

ガバナー 栗田 幸雄



### 四つのテスト

- 真実かどうか
- みんなに公平か
- 好意と友情を深めるか
- みんなのためになるかどうか

## 例会プログラム

第44回 6月14日  
 通算1556回

- 1.開会の点鐘 17時30分
- 2.ソング  
「我らの生業」
- 3.お客様の紹介
- 4.会務報告
- 5.クラブ協議会⑤(年間報告)
- 6.閉会の点鐘 18時30分

### 例会状況報告

第43回 6月7日  
 通算1555回

R.C.は出席から 1555回

- 会員数 68名
- 出席免除者数 24名
- 出席者数 50名
- 補填者数 -
- 出席率 87.7%

### 1553回の修正

- 会員数 69名
- 出席免除者数 24名
- 出席者数 61名
- 補填者数 8+1名
- 出席率 93.9%

■当クラブから、県下RC下週報送付廃止の提案をさせて頂きました。現在は週報をひと月分纏めて、毎月県下12RC宛に週報を送付しています。当クラブにおいては、HPをご覧頂ければ過去に遡ってでも、誰でも週報を見ることができるよう、印刷して12クラブ分郵送となると、非常に手間もかかりますし、用紙・インク・送料等含めて無駄な費用がかかります。五條RCには、「そのようにして頂けると有難い」と賛同して頂きましたが、他クラブについてはあまり意見が出ませんでしたので、次年度の県下会長・幹事会にて再度審議するという事になりました。各会長幹事の反応がなかったため、熊本ガバナー補佐に後でご意見を伺うと、是非そうしてもらいたいと、おっしゃっていました。

(ちなみに、昨年度まではガバナー事務所へも週報を郵送していたが、ガバナー訪問の際に廃止をお願いしたところ、快諾いただき、今年度よりガバナー事務所への郵送は不要とされた。)

- ◆今年度のRYLAに参加いただきました谷川美帆さんに、その修了証が届いています。最終例会に、ご本人にお越しいただき、その報告をお願いしていますので、その時に修了証をお渡しいたします。
- ◆ガバナー事務所より、本年度新会員8%達成クラブ及び3名以上推薦者表彰の文書が届いておりますが、残念ながら、当クラブは該当しないと思われまます。

---

## 委員会報告

### 植倉会計

立替払いをまだ精算をされていない費用がございましたら、早急にお申し出下さい。宜しくお願いします。

### 親睦活動委員会・宮西委員長

- 第4回・第5回の親睦ゴルフコンペについて、出席して頂く方には本日状差しにご案内を入れています。
- 6月19日(日)年度末家族例会の交通手段につきまして、奈良パークホテルのお計らいにより、送迎バスが学園前及び奈良から出る予定です。バスを使われるかどうか、再度回覧致しますので、ご確認お願い致します。

### 幹事報告

- 来週の例会はクラブ協議会です。各委員長さんへはご準備をお願い致します。
- 年度末家族例会が6月19日に開催されますので、6月21日の例会は振替休会です。お間違えのないようによろしくお願いします。
- 例会変更についてはいつも週報に掲載しておりますが、一つ急なご連絡がきております。京都山城ロータリークラブの方から、6月15日(水)の例会は休会で、ビジター受付はされません。宜しくお願い致します。

### 増井次年度幹事

例会終了後に次年度理事会を開催いたします。場所は「若草の間」です。

---

## 「一人の生命は全地球より重い」－死刑制度を考える－

高木伸夫 会員

### 1. 「一人の生命は全地球より重い」という意味

- 1) 本日の卓話のキーワードは、「一人の生命は全地球より重い」という言葉であります。この言葉は、人の生命の尊厳を比喩的に表現するときによく用いられるものであります。私達は、この言葉を聞くと、人の生命というものが何ものにも代え難い尊貴な存在であること、また生命というものはそのような存在でなければならないことを教えている言葉であることを知ることができます。
- 2) ところが、死刑という刑罰はこの全地球より重く何ものにも代え難い尊貴な存在であるはずの人の生命を奪う刑罰なのであります。このことから死刑制度そのものの是非についての議論が起ることになります。死刑廃止論、存置論それぞれの論拠は後で詳しく述べますが、いずれの論者も「一人の生命は全地球より重い」という理念は否定するものではありません。その理念を踏まえて両論が存在しいずれの論者もそうすることが「正義」であるとしていることを頭に置いておきましょう。
- 3) 皆さんは、法(正義)の女神「テミス」の像をご覧になったことがあると思います。右手に剣、左手に天秤を持っているあの像であります。持っている天秤の意味するところは、その一方の皿には「犯罪」を乗せ、他方の皿には「刑罰」を乗せ、それが釣合うようにするのだとされています。右手に持っている剣はそのよ

うな制裁を加えますよという意思の表示であります。また、目隠しをしておりますがこれは公平であるべきことを示しているとされます。この正義の女神テミスからいたしますと、死刑廃止論者は、この刑罰の皿には死刑という刑罰は乗せてはいけないといひますし、他方、死刑存置論者は生命を奪うという犯罪には刑罰の皿に死刑を乗せてこそ釣合うのだということになります。

## 2. 死刑廃止論と死刑存置論の論拠

- 1) 死刑廃止論の論拠 - 皿に死刑を乗せてはいけないとする根拠
  - (1) 死刑は、執行方法の如何を問わず刑罰として残酷で非人間的な刑罰である。EUは「死刑が残酷で非人間的な刑罰であり、生きる権利の侵害である」と考えて死刑廃止を加盟の条件としている。
  - (2) 国家は殺人を禁じておきながら、国家の手によって理性的に人の生命を奪うことは矛盾である。
  - (3) 死刑存置論者は死刑には威嚇力があるというが、それがどうかどう不明であり、威嚇力が実証されていない。
  - (4) 誤判の可能性は排除できず、死刑はいったん執行されると回復不可能である。戦後に誤判、即ち冤罪とされた事件は7件にのぼります。最近では、死刑判決ではなかったですが再審無罪となった事件として足利事件、布川事件がございます。
- 2) 死刑存置論の論拠 - 皿に死刑を乗せなければならないとする根拠
  - (1) 「人を殺したる者はその生命を奪わるべし」というのは国民の法的確信であり、国民感情も死刑の存置を望んでいる。(2010年11月～12月世論調査 死刑制度は場合によってやむを得ない 85.6%)
  - (2) 社会の応報感は、犯人が死刑に処せられることによって満足せられる。「目には目を、歯には歯を、生命には生命を」
  - (3) 法秩序の維持のためには死刑の威嚇力は有効であり、それは犯罪予防に繋がる。
  - (4) 刑事裁判において誤判が不可避であるとしても、犯人であることが明白な場合にも死刑が認められないのは問題である。

## 3. 世界における死刑制度

死刑そのものを廃止している国は世界197ヶ国中95ヶ国。制度はあるが執行を事実上していない国を含めると139ヶ国(70%)にのぼります。先進国で死刑制度を持っているのはアメリカと日本だけであり、欧州連合(EU)は、死刑廃止を加盟条件の1つとしております。アメリカにおいても現在州法で死刑を規定しているのは50のうち31州で、そのうち21州では行政が死刑を凍結しています。

## 4. 日本における死刑制度の合憲性

日本では憲法第36条が「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と規定しておりますことから、死刑が「残虐な刑罰」に該当するとし、死刑判決は憲法違反であるとして上告された事件がありますが、最高裁判所は昭和23年3月12日死刑は残虐な刑罰に当たらないと判示してこれを否定しました。

## 5. 死刑の基準—永山基準

- 1) 死刑が憲法に違反しないとしても具体的事件において如何なる場合に無期懲役でなく死刑を選択するのか、その基準が問題となります。その判断基準を示した有名なものに「永山基準」と呼ばれるものがあります。それは1983年(昭和58年)7月8日なされた最高裁判所判決によって示されたものであります。最高裁判所判決の示した基準は、①犯行の罪質、②動機、③態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、④結果の重大性ことに殺害された被害者の数、⑤遺族の被害感情、⑥社会的影響、⑦犯人の年齢、⑧前科、⑨犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるとするものであります。

## 6. 光市母子殺害事件に対する報道と国民の反応

- 1) この事件は1999年(平成11年)4月14日に起きた事件であります。当時18歳と30日の男性会社員が婦女暴行目的で排水検査を装って同じアパートに住む会社員の妻(23歳)を襲い、抵抗されたため首を絞めて殺害してから凌辱し、更に母の遺体の近くで泣き叫ぶ長女(11ヶ月)を床に叩きつけた上、ヒモで首を絞めて殺害したというものです。
- 2) 1審山口地方裁判所、控訴審広島高等裁判所は共に無期懲役を宣告しました。検察庁は永山事件同様量刑不当を理由に上告したのです。最高裁判所は、1、2審を破棄して広島高等裁判所へ差し戻しました。差

し戻し後の広島高等裁判所は2009年（平成21年）4月22日、死刑を言渡しました。現在再上告中であり、1、2審が無期懲役としたのは、少年法（51条）が「罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、死刑を処断すべきときは、無期懲役を科する」としていることを配慮してのものであります。

- 3) この事件は殺された妻の夫が被告人である元少年に無期懲役が言渡された段階から、犯罪被害者の権利がいかになおざりにされているかを訴え、テレビ生番組で元少年が出所したら自分が殺すとまで言い切るという状況から、マスコミは死刑を求める論調を強め、悪魔のような少年と、妻子の無念を晴らす夫という構図を作り上げました。また弁護団も上告審から情状中心の弁護から殺害の事実認定を争う弁護へと方針を変更しましたことから、死刑廃止だけを目的とした異常な弁護活動であるような報道をするようになりました。報道の中心は夫の感情を代弁するものとなり、世論もこれを受けて死刑コール一色の様相を濃くしていったことは皆さんもご記憶にあると思います。こうした状況の中で差し戻し審である広島高等裁判所の死刑判決が言渡されたのですが、判決当日、法廷から記者が裁判所玄関先へ飛び出してきて、「主文は後回しです。死刑判決が濃厚です！」と興奮して大声で繰り返したのです。死刑判決のときは理由が先に述べられ、主文は後になるのです。その時何が起こったと思われますか。驚いたことに拍手と歓声が起こったのであります。一人の生命が奪われる死刑判決に対する拍手と歓声。私はこの事件における報道と国民の反応には、共感することができません。

## 7. 永山基準からする死刑適用の実際

### 1) 被害者の数

死刑になるのは被害者の数が3人以上、2人殺害では死刑になる場合とならない場合が事案ごとに他の基準をみながら判断され、1人殺害では原則的に死刑にならない。

被害者の数が大事なのは人命尊重の理念が大事であることと表裏をなしており、ここでは「一人の生命は全地球より重い」という理念が被害者の生命からとらえられることとなります。

### 2) 少年（18歳～19歳）の場合の基準

3人以上殺害した場合は、成人の場合と変わりませんが、2人殺害では死刑は原則的に回避され、1人では絶対に死刑にならないとされています。

### 3) 「抜きがたい犯罪傾向」と「犯罪被害の重大性」

永山基準は上記被害者の数、未成年か否かの点を大前提として、その根源に被告人の「抜きがたい犯罪傾向」という視点を置いております。しかし、光市母子殺害事件においては、「抜きがたい犯罪傾向」を判断基準とするというよりは「犯罪被害の重大性」（結果の重大性に含まれる被害の深刻性、遺族の被害感情）を重視するという新しい判断基準が生じているようにみえます。被害者の生命のみならずその尊厳（被害の深刻性）までを奪うようなことをした者は死刑に処せられてもやむを得ないとする考え方であり、それは被害感情を満足させるということになるでしょう。こうした傾向に対しましては、「刑事裁判というのはあだ討ちの場ではないから被害感情を重視し、国家が被害者に代わってあだ討ちをするようなことになってはいけない」といっている元裁判官もいらっしゃいます。

光市母子殺害事件は犯行時18歳と30日の少年の犯した犯罪でした。1、2審が無期懲役としたのは従来の基準からすれば妥当なものであったと思われます。最高裁判所はこれを破棄したのであります。その後の少年事件の量刑が注目されておりましたが、裁判員裁判において昨年11月25日に犯行時18歳7ヶ月であった少年に対し、仙台地裁が死刑判決を言渡しました。少年事件については厳罰化の傾向があるといえるでしょう。

## 8. むすび

私は根本的に法に基づくものとはいえ国家が人の生命を奪うという点において死刑に正義があることに疑問があること、また誤判の可能性が排除できないこと、更に世界の趨勢からいたしましても将来的には終身刑を視野に入れつつ死刑制度は廃止されるべきものであらうと考えております。しかし、日本の現状、特に死刑判決が極めて慎重になされていること、また国民の大多数が死刑制度の存置を肯定している状況の下におきましては、廃止は未だその時機ではないのかなと考えております。

- 矢追家麻呂君 1年間ニコニコのコメントをしてきましたが、とうとうネタ切れ！！今日はニコニコ協力。高木先生、本日の卓話よろしくお願ひします。
- 高木伸夫君 今日は拙い卓話でお耳を汚します。お許し下さいませ。
- 宮西正伸君 本日は、高木先生卓話有り難うございます。
- 山本尚永君 高木先生、卓話楽しみにしています。
- 渡辺英孝君 高木先生、本日の卓話楽しみにしています。
- 植倉一正君 6月5日山歩き会で熊野参詣道、小辺路Ⅲ「三浦峠越」を歩いてきました。
- 橋本和典君 山登り呑も会連続欠席で禁断症状が出てきてます。来月も参加できません。すっかりアルコールが抜けてしまいそうです！肉体にはよくても心に悪いです。北海道では頑張るぞ！
- 武藤廣茂君 昨日、ちょっと良い事がありました。小西様、渡辺様、谷川様、ありがとうございます。
- 門脇伸幸君 梅雨に入りましたが、気持ちは明るく元気に頑張りたいと思います。
- 高辻良成君 松岡嘉平治さん、母が大変喜んでおりました。ありがとうございます。
- 野上利樹君 5月席 欠席のお詫びに。ニコニコに協力
- 有井邦夫君 例会欠席のお詫びに
- 堀内眞治君 ニコニコに協力です。
- 今崎和民君 ニコニコに協力。
- 中奥雅巳君 ニコニコ協力
- 倉田智史君 ニコニコ協力

## 例会変更

### 6 月

#### ■京都山城ロータリークラブ ■

- ・6月15日(水)・・・定款第6条第1節Cにより休会。  
※ビジター受付行いません。

#### ■奈良西ロータリークラブ ■ (再掲)

- ・6月16日(木)・・・年度末家族親睦移動例会の為。
- ※ビジター受付は、同日17:30~18:30奈良ロイヤルホテル1Fフロント横にて行います。  
(先週の週報で、奈良西RCの例会変更の曜日の記述に誤りがありました。  
正しくは木曜日です。お詫びして、訂正いたします。)

#### ■奈良ロータリークラブ ■

- ・6月30日(木)・・・最終例会・年度末懇親会の為、場所・時間変更。
- 時間：午後4時~5時  
場所：春日ホテル  
※ビジター受付は同日、12:00~12:30奈良ホテルにて行います。

### 7 月

#### ■京都山城ロータリークラブ ■

- ・7月20日(水)・・・新旧引継ぎ例会の為、時間・場所の変更。  
時間：18時から  
場所：奈良ロイヤルホテル  
※ビジター受付は、けいはんなホール1階にて12:00~12:30まで行います。

# NOMC第158回 熊野参詣道

## 小辺路Ⅲ 三浦峠越「三浦口～十津川温泉」

(日 時) 平成23年 6月 5日 (日)

(参加者) 麴谷・飯田・小池・楠原・東田・森下・高野・辻・福村・木村・北折・向井・植倉

(行 程)

6 : 30 近鉄 新大宮駅前 発  
 | マイクロバス  
 9 : 05 三浦バス停前 着  
 9 : 15 三浦バス停前 発 (登山開始)  
 |  
 9 : 45 吉村家跡 通過  
 |  
 11 : 45 三浦峠 着  
 | <昼食>  
 12 : 00 三浦峠 発  
 |  
 12 : 20 古矢倉跡 通過  
 |  
 12 : 40 出店跡 通過  
 |  
 13 : 20 矢倉観音堂 通過  
 |  
 13 : 45 西中バス停 着 (下山終了)  
 |  
 15 : 30 大塔ふれあい交流館 着  
 | <入浴・夢乃湯>  
 16 : 25 大塔ふれあい交流館 発  
 | マイクロバス  
 19 : 05 近鉄 新大宮駅前 着 (解散)



本日のお客様

阿部 倫也 様  
 (奈良RC)

次週の例会  
 6月19日 (日)

年度末家族例会